

ご協力をお願いします

自分の村を良くする
仕組み共同募金

今年も全国一斉に
赤い羽根共同募金が
始まりました。



下條村では赤い羽根共同募金と歳末たすけ合いを併せて行います。

昨年は1,020,794円と大きな金額のご協力を頂き、県の共同募金会に送金いたしました。本年度下條村では848,794円の配分金を受け、子育て支援や老人福祉、災害救援用毛布や福祉器具の購入など多くの事業に役立てる事が出来ています。

今年も多くのご事業主様や村内の各世帯の皆さまのご協力よろしく願います。



インフルエンザ・肺炎球菌予防接種について
△自己負担二千元▽
・六十五歳以上の方と、六十歳以上六十五歳未満の身障手帳一級相当の方
個別に配布済みの予診票を使用
して接種してください
・高校一年以上六十歳未満の身障手帳一級相当の方
予診票は医療機関にあるものを使用してください
接種後償還払いとなりますので
申請をお願いします

△上限二千元の補助▽
・0歳から中学三年生まで
予診票は医療機関にあるものを使用してください
接種後償還払いとなりますので
申請をお願いします
△初めて接種する方▽
・六十五歳以上の方と、六十歳以上六十五歳未満の身障手帳一級相当の未接種者
個別に配布済みの予診票を使用
して接種してください
一人一回千五百円の自己負担です



いきいきらんど情報



△二回目を接種する方▽

・七十歳以上の二回目接種の方と、六十五歳以上七十歳未満の身障手帳一級相当の二回目接種の方はいきいきらんど下條で予診票を発行します

11月は子ども若者
育成支援強調月間です

この強調月間では、子ども・若者の社会的自立の促進や、犯罪・有害環境からの保護等のため、行政・関連機関が一体となって、子どもたちの健全育成運動を推進します。

下條村では期間中、広報車による広報活動や、村内の店舗や公共施設への有害環境チェックパトロール等を実施します。

日本年金機構平成二十六年度「ねんきん月間」(十一月)のご案内

国民年金納付相談会

日時 平成二十六年十一月二十五日(火)～二十八日(金)の間中は十九時まで行います。
場所 飯田年金事務所

年金相談会(年金の日)

日時 平成二十六年十一月三十日(日) 九時三十分～十六時
場所 飯田年金事務所

相談の際には・年金証書・振込通知書・年金手帳や健康保険被保

接種場所は村内二医療機関に限ります
一人一回千五百円の自己負担です
※身障手帳一級相当には区分がありませんのでお問い合わせ下さい。

また、十一月は児童虐待防止推進月間でもあります。児童虐待は、子育て家庭だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題として捉え、広報・啓発活動に取り組みます。

未来を担う子ども・若者たちの健やかな成長のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



険者証等をお持ちください。代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状と代理人の本人確認ができる運転免許証等が必要となります。

お問い合わせ先
飯田年金事務所 国民年金課
電話〇二六五―二二―三六七〇
お客様相談室
電話〇二六五―五三―三六七七

八時三十分～十七時十五分
(土日祝祭日を除く)